

PiTaPa カード導入に係る乗継割引運賃の設定及び回数券の販売中止について

1 養老町地域公共交通網形成計画との関連

【実施事業3】公共交通の利用促進施策

(1) 公共交通を利用しやすい環境の充実

- ①料金割引制度等の維持・導入
- ②利用しやすい運行システムの改善

施策実施の方向性：既存利用者の利便性向上とともに、新規利用者の利用を促す制度の導入や公共交通ネットワークを形成

2 経緯

- 名阪近鉄株式会社は、全国相互利用が可能な交通系 IC カードである「PiTaPa」を導入することとし、令和5年3月13日（月）に利用開始できるよう手続等を進めている。
- PiTaPa を導入することにより、大手鉄道事業者等で導入されている各種交通系 IC カードが利用できることとなるため、非接触で素早い運賃の支払いが可能となることから利用者の利便性が向上する。
- PiTaPa カードを利用して運賃決済を行う場合、名阪近鉄バス株式会社が運行する路線バス同士の乗り継ぎに対して割引が適用されることで新規利用者の利用を促すことができる。
- 養老町内を運行している路線（綾里養北線、海津線）においても、同様の乗継割引が適用されるよう、本公共交通会議で協議するものである。

3 設定しようとする運賃を適用する路線

「綾里養北線」、「海津線」

※季節路線や高速バス等一部を除くほとんどの路線が乗継割引の対象となる。

4 設定しようとする割引運賃の種類、額及び適用方法

(1) 割引運賃の種類、額

- ① 種類 路線バスを乗り継いだ場合に2乗車目の運賃を割引
- ② 割引額 80円引（小児40円）

(2) 適用方法

基準賃率及び既存の運賃の割引率等に関する適用方法は令和元年9月5日付国自旅第139号による認可内容とし、設定しようとする割引運賃を追加するもの

5 設定しようとする割引運賃を適用する条件

- (1) 対象者 PiTaPa カードを利用して路線バスを乗り継いだもの
- (2) 割引方法

運賃の支払いに PiTaPa カードを使用し、名阪近鉄バス株式会社の路線バスを乗り継いで利用する。(60 分以内)

ただし、免許返納割引との併用は不可とする。

また、路線バスの乗り継ぎ間に鉄道等で対象の PiTaPa カードを利用した場合においては、乗継割引は適用されない。路線バス同士の乗継であっても、3 乗車目には適用されない。

6 運行開始（実施）予定日

令和年 3 月 13 日（月）（PiTaPa カード導入と合わせて実施）

7 回数券の取扱い

利便性の高い PiTaPa カードを導入し乗継割引運賃を適用することから、回数券の販売を中止する。

- ① 券 種 普通回数券…11 枚綴、23 枚綴、1000 円・3000 円・5000 円セット
通学回数券…13 枚綴
昼間回数券…13 枚綴
- ② 利用期限 販売済みの回数券については、期限なく使用可能
- ③ 払 戻 し 現行通りの対応で払戻しが可能（要手数料）
- ④ 販売終了予定日 令和 5 年 3 月 31 日

8 参考

【導入する PiTaPa カードについて】

名 称	PiTaPa（ピタパ）	導入予定	令和 4 年度中
小児運賃	名阪近鉄バスと同じ	割 引 等	名阪近鉄バスと同じ
支払方式	PiTaPa エリア内（名阪近鉄バスを含む）ではポストペイ※方式 ※ポストペイ：チャージ不要ですべて後払い（口座引落とし又はクレジットカード払い）		
そ の 他	他の交通系 IC カードエリアでの PiTaPa カードの利用はチャージが必要 定期券 IC カードは導入しない		